

平成17年1月28日

各 位

株式会社 三井住友銀行

ICキャッシュカードの取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：西川 善文）は、平成17年2月21日（月）よりICチップを搭載したキャッシュカード（【参考1】参照）の取扱を開始します。

本キャッシュカードは、偽造・不正読取が困難なICチップでのお取引と磁気ストライプでのお取引の両方が可能となっております。磁気ストライプでのお取引については、「キャッシュカードご利用限度額変更サービス（【参考2】参照）」において、1日のご利用限度額を引き下げ設定することができます。例えば、磁気ストライプでのお取引のご利用限度額を0円に設定することで、ICチップでのお取引のみに限定することが可能となります。

当行は、これまでもキャッシュカードのセキュリティ向上と利便性の確保に向けて様々な取組みを行ってまいりました（【参考3】参照）。今後も、これらの取組みに加えて、生体認証（バイオメトリクス認証）を活用した本人確認方法や、偽造・変造・盗難等に対応した保険付き商品について、17年度中の導入に向けて引続き検討してまいります。

【参考1】ICキャッシュカードの商品概要

お申し込み方法	・当行本支店の窓口でお申し込みいただけます。 ・新規の口座開設と同時のお申し込み、既にお持ちのキャッシュカードからの切替が可能です。
発行手数料	・1枚 1,050円(消費税込)
カード有効期限	・5年間 (なお、有効期限到来時には更新手数料 1,050円(消費税込)が必要です)
ICキャッシュカードをご利用いただける方	・個人のお客さま
ICキャッシュカードを発行できるカード	・普通預金専用カード ・貯蓄預金専用カード ※決済用普通預金(ICカードと同日2月21日取扱開始)カードとしてもご利用可能です。
ご利用可能ATM	・ICチップによるお取引 当行のICキャッシュカード対応ATMのみでお取引可能です。 ICキャッシュカード対応ATMは有人店舗に各1台設置します。 ・磁気ストライプによるお取引 通常のキャッシュカードと同様のお取引が可能です。

【参考2】「キャッシュカードご利用限度額変更サービス」

- ・ A T Mでキャッシュカードのみでお引き出しされる場合については、磁気ストライプでのお取引の1日のご利用限度額の設定が0円～300万円の範囲で可能です（1万円単位）。
- ・ なお、I Cチップでのお取引およびキャッシュカードと通帳を併用したお取引の場合は、ご利用限度額変更はできません。

< ご利用限度額設定例：カードのみ（通帳なし）のお取引による本支店 A T Mでの1日のご利用限度額 >

基本限度額	ICチップによるお引き出し	300万円
	磁気ストライプによるお引き出し	300万円
I Cチップのみを活用する場合	ICチップによるお引き出し	300万円
	磁気ストライプによるお引き出し	0円
磁気ストライプの限度額を低め(例：10万円)に設定する場合	ICチップによるお引き出し	300万円
	磁気ストライプによるお引き出し	10万円

なお、I Cチップおよび磁気ストライプのお引き出しの限度額は合算で300万円。

【参考3】三井住友銀行のキャッシュカードセキュリティ向上への対応（一部）

代表例は以下の通り。

対応事項	具体的対応	実施・予定時期
暗証番号の安全対策強化	A T Mにおける暗証番号変更サービス	H13年 7月実施済
	A T M画面上の注意表示	H16年 3月実施済
	A T M後方確認ミラーを全 A T Mに設置	H16年 9月実施済
	A T Mにおける偏光フィルターの設置	H16年12月以降順次実施中
キャッシュカードの偽造防止対策	ICキャッシュカードの発行	H17年 2月予定 【本件】
	生体認証による本人確認方法の導入	H17年度中に導入すべく検討中
被害拡大の防止策	キャッシュカードご利用限度額変更サービス	H16年10月実施済
	異常な取引に対するモニタリング	防犯上の問題もあり詳細は申し上げられませんが、異常な取引が早期に発見できるよう、一部モニタリングも開始しております。
被害者への補償策	保険付き商品の導入	H17年度中に導入すべく検討中

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

広報部 古館 TEL : 03-5512-2678